



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は
組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



春闘方針特集号

2020年春闘方針 (案)

2020年春闘方針(案)は、2019年12月10日、11日に開催した第4回中央執行委員会で議論がおこなわれ、確認された。今後、各地方の職場討議を経て、1月30日開催予定の第5回中央執行委員会で最終確認をおこない、1月30日、31日に開催予定の第41回中央委員会に提案される。

2020春闘の重要性について

中央執行委員長 真島 勝重



2020春闘を闘うにあたって、日本の社会情勢における労働分配率と実質賃金に目を向け、何故闘うのかの意義を考えなければならぬ。大企業の経常利益はリーマンショック

ク以前に回復し、むしろ上回っているにも関わらず労働分配率は低下の一途をたどっている。安倍政権下で企業の内部留保は膨張しているにも関わらず、賃金は物価上昇に追いつかず鈍化している。経済協力開発機構の発表によれば、時間給換算で日本人の賃金は20年前との比較で8%減少し、世界の先進国の中で唯一減少となってしまった。人手不足に悩む中小企業及びそこで働く労働者は、大企業

のみの利益集中により、何ら恩恵を受けていないことが明らかになっている。2020年は先の消費税増税と物価上昇率、社会保障料

増加や労働者を狙い撃ちにした所得増税などを加味すると、今まで通りの考えでの賃上げでは年間を通じた実質賃金が大きく目減りすることは明らかである。

全港湾は港湾関係と自動車運送業務が主力で構成されている。この運輸産業の人手不足感は顕著で、このように人材が集まりにくい産業での使命は、中小企業における平均値以上の賃上げであることはいまでもない。一方、本年4月から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用される。長時間労働が是正されることに労働組合として異議を唱えることはないが、その前にすべきこと、何ら担保のない時間外労働の短縮によつての総収入の低下があたりは本末転倒である。超過勤務を是正するための原資として内部留保を抱える大企業から引き出し、基本給部分を上昇させ、安心して所定内労働で生活できる賃金体系を

最後に産業別最低賃金について、運輸産業

増加や労働者を狙い撃ちにした所得増税などを加味すると、今まで通りの考えでの賃上げでは年間を通じた実質賃金が大きく目減りすることは明らかである。

次に、春闘方針に掲げる女性労働者の拡大に向けての労働環境整備がある。これからの運輸産業において、絶対的少数である女性労働者の働きやすい環境整備が急務となっている。当然のことながら、育児・介護に関する支援制度の協定を女性の視点から見つめなおし、改善すべき点など協議していかねばならない。日本の港湾労働現場に何故か、女性が進出して活躍できる場が少なすぎるのか、

「人材を確保するため」である。ちなみに高卒全体の一律平均で168,617円、高卒(格差あり)、所謂、総合職や広域勤務など採用時に2種類以上の採用方式を取っている企業の平均では179,591円である。間もなく18万円代の時代が迫っていることを自分の職場に置き換えて数年後の未来、賃金体系を創造し、闘っていかねばならない。魅力ある産業として生き残っていくために、全港湾が2020春闘を団結して闘い抜くことを確信し、春闘方針提起にあたっての一言とします。

4 全港湾の基本は、大衆路線であり、職場討議にあります。要求を実現するために組合幹部が先頭に立って、全組合員が一丸となって結果し、2020年春闘をたたかいます。

1 春闘は、労働組合にとって最も重要な運動のひとつであります。組合員全体の賃金の底上げや労働条件の改善など、「集団的労使関係」によつてたかう春闘を構築しなければなりません。集団的から個別化へ、産業別から企業別へと労働組合の弱体化が問われる社会情勢を打破するため、全港湾が先頭に立って組合員全体が結集する2020年春闘をたたかいます。

労働者の雇用安定と労働条件の向上を取り組んでいかなければなりません。我々と労使関係にある日港協は依然として産別否定とも取れる態度を変えていません。産別最賃の統一回答拒否だけでなく、事前協議制度の厳格運用も見えていません。20春闘ではこのような日港協に対し、厳しい態度で臨むことが求められています。

2 国が進めるあらゆる港湾政策を検証し、働く者が主人公である港湾、魅力ある港湾労働となるよう、各地域港湾の発展と

3 安倍首相は9月11日に内閣改造を行い、第4次安倍再改造内閣を発足させました。閣僚19人のうち、小泉環境相ら初入閣は13人で、安倍政権で最多となっております。重要閣僚や党要職には次世代を担う「ポスト安倍」を配し、「安定と挑戦の内閣」で憲法改悪や社会保障改革など重要課題に総力で取り組む構えです。特に憲法改悪については記者会見で、「必ず成し遂げる決意だ」と明言しました。7月の参院選の勝利を踏まえ、「国民の期待に応え、与野党の枠を超えて議論してもらいたい」と述べ、臨時国会で改憲議論の具体化を図る考えを示しました。

近年、日本各地で甚大な災害が発生しています。9月の台風19号では福島・宮城県を中心に80名を超える死亡者が出るなど、100年に一度といわれた災害が毎年のように発生しています。都市部でも浸水等の被害があり、災害対策への不備も叫ばれています。多くの被災者がいる状況で10月には消費税が10%に引き上げられ、安倍政権の暴走する政策に国民は疲弊しています。いまこそ野党共闘を強め、安倍政権を打倒し、戦争法制廃止・平和憲法堅持・脱原発を目指す政治となるように2020年春闘をたたかいます。

間の猶予が与えられ長時間残業の上限規制も年間960時間と長くなっています。ドライバーの絶対的人手不足が叫ばれているなか、賃金引き上げや労働条件向上のためには原資となる料金の適正な収受が必要です。

II 情勢の特徴について

1 国際情勢について

(1) 米国トランプ政権の保護主義・自国主義は依然として同盟国やアジア経済に強い影響を与えている。米国の抑止力を振りかざす外交や政策展開によって、戦後の国際秩序は乱れ中国との貿易戦争はとどまる事が出来ずにいる。

米国の景気概況を見ると、実質GDPは底堅く推移しており、7～9月期の実質GDPは、前期比年率+1.9%の伸びになっている。内訳をみると、設備投資のマイナス幅が拡大する一方、個人消費が堅調に推移し、景気を下支えしている。

雇用環境では、求人数は依然として世界金融危機前の水準を大きく上回っており、雇用環境は良好である。ただし、足元で求人数や時間当たり賃金の伸びに頭打ち感が台頭しており、米中貿易摩擦をめぐる不確実性の高まりを受けて、企業の雇用姿勢が慎重化しつつある可能性がある。

米中貿易摩擦をめぐっては、10月の通商交渉で、農産物などの分野で部分合意した。これを受けて、米国が予定していた対中関税第1～3弾の税率引き上げは見送りとされた。ただし、合意の正式な署名は11月以降に持ち越されており、合意の細部をめぐる交渉が決裂すれば、白紙に戻る恐れがある。

大統領選まで1年を切り、共和・民主両党で候補者選びに向けた動きが本格化している。共和党ではトランプ大統領が圧倒的な支持を得ており、候補指名を得る公算が大きい。一方、民主党では、候補者がバイデン氏、ウォーレン氏、サンダース氏の3名にほぼ絞られた状況にある。世論調査では、トランプ大統領の支持率が民主党の3候補全員を下回る結果

になっている。

トランプ大統領が再選するためには、無党派層の取り込みが重要になるが、世論調査をみると、無党派層からの支持は3割程度にとどまるものの、経済政策については半数近くが評価している。ただし、米中貿易戦争を受けて製造業部門が低迷するなか、ラストベルト(さびついた工業地帯)を中心に景気が減速し、失業者数が増加傾向にあり、景気低迷が長引けば、こうした地域の無党派層の支持を失う公算が大きい。このため、先行き、トランプ大統領は景気へのマイナス影響を度外視してまで貿易戦争に傾注することはないと予想される一方、景気を重視しすぎると対中姿勢を過度に軟化させれば、コアな支持層からの支持を失う恐れがある。そのため、米中通商協議の抜本的な進展も期待できずと見られている。

〔中略〕

2 国内情勢について

(1) 政府は10月18日にまとめた10月の月例経済報告の総括判断で「緩やかに回復」の基調判断を維持しつつ、表現を「輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」に下方修正した。総括判断の下方修正は5ヶ月ぶり、個別項目では生産と業況判断を下方修正した。先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としているが、「通商問題を巡る緊張や中国経済の先行き、英国の欧州連合(EU)離脱の先行き等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税引き上げ後の消費者マインドの動向に

留意する必要がある」とした。また、「令和元年台風第19号など相次ぐ自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある」ともしている。

内閣府が11月14日発表した7～9月の実質GDP成長率は前期比+0.1%、年率換算で+0.2%とした。4四半期連続でのプラス成長となっているが、消費増税前の駆け込み需要に対し、冷夏などの影響が響き小幅な伸びにとどまっている。項目別では、個人消費が実質+0.4%、設備投資が+0.9%で伸びたのに対し、輸出に関しては中国を含むアジア向けが弱かったうえ、世界減速などで伸び悩みマイナス0.7%だった。ただし、輸出に関しては+0.2%と2四半期連続のプラスとなっている。

(2) 2019年10月に発表された勤労統計調査の8月分速報では、労働者総数は5,098万人(前年同月に比べ+1.9%の増加)となっており、正規の一般労働者数は3,493万人(前年同月に比べ+1%の増加)で、パートタイム労働者数は1,604万人(前年同月に比べ+3.8%の増加)となっている。また、全労働者の労働時間は、所定内・外ともに+3.0%程度少なくなっている。

賃金においては、現金給与金額は全労働者が276,699円(前年同月に比べ+0.1%の減少)で、一般労働者が358,034円(前年同月に比べ+0.5%の増加)となっており、パートタイム労働者は99,315円(前年同月に比べ+0.1%の増加)となっている。現金給与総額の額が下がったのは、特別に払われた給与が下がっていることが原因で、パートタイム労働者の時間当たり給与は1,176円(前年同月に比べ+3.3%の増加)となっている。実質賃金指数を見ると、平成27年を100とした場合で、85.7(前年同月に比べ+0.1%の減少)となっている。

(3) 「桜を見る会」を巡る疑惑の数々は解消されず、社会保障改革をはじめとする政策論争は深まらなかった。今国会では、あいちトリエンナーレへの補助金取り消しや、関西電力役員らの金品受領など、表現の自由や原子力政策の根幹にかかわる重いテーマも控えているが、次々に浮上った疑惑を審議する必要があるとして野党が40日間の会期延長を求めたが、これを拒み、野党が重ねて求めた予算委員会の集中審議開催にも与党は応じなかった。

国内産業への影響が懸念される日米貿易協定は、野党が求めた経済効果の試算などが示されないまま承認され、来月発効される。また看板に掲げた全世代型社会保障改革は全体像が明らかになっていない。

「身の丈」発言で批判を受けた萩生田光一文科科学相は、大学入学共通テストの見直しを審議日程の余裕がない会期末ぎりぎりまで表明した。安倍首相は閉会後の記者会見で、自らへの疑惑について多くを語らず、憲法改正を「必ずや私の手で成し遂げたい」と強調した。

今回の臨時国会での安倍政権は、国民に説明責任を果たそうとしているように見えず、安倍政権の国会軽視の姿勢は、一段と強まったと言わざるを得ない。

(4) 11月に首相在籍日数で歴代最長となった安倍首相だが、「桜を見る会」での国費の私物化や「お友達内閣」と呼ばれる閣僚たちは失言や失態を繰り返している。国会での討論の際に首相自らヤジを飛ばすなど歴代最悪の首相が今なお居座っている。

(4・3%増)で、外貨は2年連続、内貨は7年連続で過去最高値を更新した。国際フェイダー取扱貨物量も堅調な伸びを見せた。

これは、国際コンテナ戦略港湾への集貨や、国際フェイダー航路網の拡大など、国際コンテナ戦略港湾政策の成果によるもの。

また、内航フェリー・RORO船の大型船の投入や航路再編の動きとともに、2018年7月の豪雨災害などを受け、内貨貨物が陸上輸送から海上輸送へシフトしたことなども影響していると考えられる。取扱量上位港では内貨コンテナ取扱貨物量の増加により、清水港が9位から8位、川崎港が18位から16位になるなどの順位変動があった。

(2) 国土交通省港湾局の2020年度予算概算要求では、基本方針として「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略フォローアップ」等を踏まえ、『被災地の復旧・復興』、『生産性と成長力の引上げの加速』、『国民の安全・安心の確保』、『豊かで暮らしやすい地域づくり』の4分野の取り組みを強力に推進するとし、以下の点を挙げた。

- ① 「被災地の復旧・復興」
東日本大震災や2018年7月豪雨、平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震などの大規模自然災害からの復旧・復興に資する港湾施設及び海岸保全施設の整備を推進する。
- ② 「生産性と成長力の引き上げの加速」
「Cargo Volume(貨物量)」、「Cost(コスト)」、「Convenience(利便性)」の3つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現を目指し、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の取組を引き続き推進し、コンテナターミナルの生産性向上等によるグローバルバリューチェーンを支える幹線海上輸送網の構築とともに、Society5.0社会に対応するために港湾関連データ連携基盤の構築等によるサイバーポートの実現を目指す。

(1) 国土交通省が7月3日に発表した2018年のコンテナ取扱貨物量は、過去最高の2,349万個(前年比3.0%増)となった。内訳は、外貨コンテナ取扱貨物量が1,890万個(2.7%増)、内貨コンテナ取扱貨物量が460万個

また、クルーズ旅客等の観光需要を取り込み地域の経済活性化につながるため、クルーズ船の大型化への対応や官民連携による国際クルーズ拠点の形成等、既存ストックを活用しハード・ソフト両面の取組によりクルーズ船等の受入環境整備を推進する。

さらに、資源・エネルギー・食糧の安定確保のための国際バルク戦略港湾政策の推進、ドライバー不足等に対応し国内物流を安定的に支える内航フェリー・RORO輸送網の構築、地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備等に取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用促進に資する港湾空間の形成を図る。

③ 「国民の安全・安心の確保」
切迫する巨大地震や激甚化する気象災害から国民の生命と財産を守るため、港湾・海岸においてハード・ソフトを総動員した防災・減災対策を進めるとともに、港湾施設及び海岸保全施設の老朽化に対応する戦略的な維持管理を推進し、国土の強靱化を図る。

④ 「豊かで暮らしやすい地域づくり」
離島における安定した住民生活を確保するため、港湾施設の整備を通じた離島航路の就航率の向上や人流・物流の安全の確保を図る。

また、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進するとともに、持続可能な社会の形成に向けて、廃棄物の適正処理のための海面処分場の整備及び良好な海域環境の保全・再生・創出を図る。

優先課題と国費については、○国際コンテナ戦略港湾政策の推進(公共528億円、非公共7億円)、「○クルーズ船等の受け入れ環境の整備(公共200億円、非公共8億円)、「○南海トラフ地震・津波対策(公共31億円)を要望した。

(3) 港湾中長期計画「PORT2030」に基づくRTG遠隔操作事業導入に対する補助金制度として名古屋港に予算が執行された。しかし、関係者の合意が取れていないため導入は先送りされている。

3 港湾を取り巻く情勢について

また、クルーズ旅客等の観光需要を取り込み地域の経済活性化につながるため、クルーズ船の大型化への対応や官民連携による国際クルーズ拠点の形成等、既存ストックを活用しハード・ソフト両面の取組によりクルーズ船等の受入環境整備を推進する。

4 海コン・トラック・バスを取り巻く情勢

全日本トラック協会の速報によると、大企業製造業では米中貿易摩擦や海外景気の減速等を受け、悪化幅は2012年12月以来、6年3ヶ月ぶりの大きさととなり、大企業非製造業では人件費高騰、人材不足の影響を受け、特に運輸・郵便が悪化した。

こうしたなかトラック運送業の景況感
は、営業利益の水準は回復傾向となった
(宅配以外貨物を除く)ものの、景気減速を反映し輸送数量が減少したことが影響し、輸送効率が低下、その結果、景況感の判断指標はマイナス18・1ポイントとなり、前回(マイナス4・8)から13・3ポイント悪化した。なお、今後の見通しは、景気減速による輸送数量の減少、コスト面では人件費上昇、燃料コスト負担増等が影響し、経常利益を押し下げる見込みから、マイナス32・6ポイント(今回マイナス18・1)と14・5ポイント悪化する見込みであるとしている。

また、2020年度の税制改正・予算に関する要望項目として、①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現(一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止、自動車税における営自格差見直し反対、自動車重量税の道路特定財源化)、②特例措置の延長(物流総合効率化法に基づく特例措置の延長、少額資産即時償却の延長、地方拠点強化税制の延長)、③トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について、④固定資産税の軽減措置の適用を国に求めている。

5 各労働団体の取り組み

(1) 連合は2020年の春闘で、最低賃金について時給1,100円以上を必須目標とし、勤続17年(35歳相当)に時給1,700円、月給280,500円を目指す

す昇給制度を要求する方針案をまとめた。金額や水準を具体的に示すのは初めてであり、目標金額を明記することで、ベースアップ(ベア)だけの要求の場合、雇用形態や企業規模により広がりがある。賃金格差の解消を進める狙いがある。春闘方針案では、ベアについて5年連続の2%程度とし、定期昇給などと合わせて4%程度とする従来型の賃上げ要求も併記している。

全労連・国民春闘共闘委員会の2020年春闘方針では、全国一律最賃制度の確立や非正規労働者の均等待遇、労働時間の短縮、改憲反対の運動を重視し、大幅賃上げ、ハラスメントの根絶、無期転換など「人生設計可能な働き方実現のための抜本的構造転換を求めていく」とした。その実現のために、456兆円にも上る大企業の内部留保を、中小企業や労働者のために使うなど、社会への還元を求める運動を強めるとともに、内部留保への課税も検討する。消費税の減税を求める運動の強化や、介護・年金などの社会保障改悪を許さず、医療制度の改善を求める取り組みも進める。

また、2020年度の税制改正・予算に関する要望項目として、①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現(一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税の旧暫定税率廃止、自動車税における営自格差見直し反対、自動車重量税の道路特定財源化)、②特例措置の延長(物流総合効率化法に基づく特例措置の延長、少額資産即時償却の延長、地方拠点強化税制の延長)、③トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設等について、④固定資産税の軽減措置の適用を国に求めている。

① 連合は2020年の春闘で、最低賃金について時給1,100円以上を必須目標とし、勤続17年(35歳相当)に時給1,700円、月給280,500円を目指す

野古新基地建設阻止! 沖繩の人々と連帯して闘おう、原発再稼働反対の取り組みも確認した。

交通労働2020春季生活闘争方針(案)では、2020春闘においても引き続き生産性三原則に基づいた「賃上げ」「働き方の見直し」を求めるとともに、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正配分につなげていくとしている。

とりわけ「賃上げ」については、広く社会全体に賃上げを促す観点と企業内で働くすべての労働者のセーフティネットを強化していく観点、加えて中小組合や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」へと引き上げていく観点から、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みを再定義するとされている。

また、働き方改革関連法に伴い「所定内労働で生計を営むことが可能となる賃金水準を確立するための闘い」として、要求については、「定期昇給相当分(一人平均基本給の2%)を確保したうえで、2%程度を基準とした賃上げ、とりわけ(働き方改革関連法)の成立に伴う長時間労働の是正の取り組みと一体のものとして、削減された超勤手当の原資を生産性向上分として基本給に組み込んでいく取り組みを展開する」としている。

① 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における協議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう春闘として、賃金引き上げ要求「基本給一律20,000円」と「職種別最低賃金」を基本に職場討議を行い、第41回中央委員会で決定します。

② トラック職種最低賃金(月間補償額)については、19年度労働条件調査や交通労働協会の賃金実態調査結果などをとに職場討議を行い、当面は地方別最低賃金として、地方ごとの要求とすることを第

金水準を確立するための闘い」として、要求については、「定期昇給相当分(一人平均基本給の2%)を確保したうえで、2%程度を基準とした賃上げ、とりわけ(働き方改革関連法)の成立に伴う長時間労働の是正の取り組みと一体のものとして、削減された超勤手当の原資を生産性向上分として基本給に組み込んでいく取り組みを展開する」としている。

として「魅力ある港湾労働・人間らしく働く」の旗を高く掲げ、①労働環境整備の必要条件を創り出す、②産別制度賃金引き上げ、個別賃金の大幅賃上げ、③港湾の体制的「合理化」に反対、④事前協議制度の厳正運用、など9項目にわたって春闘方針(案)を討議し、具体的には、産別最賃184,500円、産別制度としての時間外割増率と労働災害企業補償制度の確立などを要求としている。

41回中央委員会で決定します。
① 一般職種最低賃金(基準内)については、19年度労働条件調査や賃金構造統計をもとに職場討議を行い、当面は地方別最低賃金として、地方ごとの要求とすることを第41回中央委員会で決定します。

② 定年延長後の継続雇用制度については、一時金も含め退職時の年収80%以上とする改定を要求します。
④ 退職者の補充闘争を強化し、組合員の確保を取組みます。

① 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における協議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう春闘として、賃金引き上げ要求「基本給一律20,000円」と「職種別最低賃金」を基本に職場討議を行い、第41回中央委員会で決定します。

④ 月給制の確立
月給制の確立は、週休2日制や労働時間短縮の取り組み、非正規労働者の常用化の取り組みの中で重要な要求です。①現行賃金を引き下げない、②労働強化につながらないなどの条件を基本としたたかいます。

⑤ 労働時間短縮
① 8・7・45の順守、年間労働時間1,800時間達成
② 週休2日制(土曜日、日曜日)の確立
③ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー(5月1日)の休日の獲得
④ 12月30日から1月4日までの年末年始特別有給休日の獲得
⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ
やむを得ず、月間45時間以上の時間外労働については、時間外手当を現行の2・5割増しとし、休暇付与を原則として、時間外労働の抑制を求めます。

⑥ 働き方改革関連法の制定に伴い、法令順守に耐えうる人員の増員を求めます。
⑦ 労働大臣告示に基づくトラック労働者の労働時間規制を求めます。
退職金引き上げ
退職金は、勤続30年11,600万円以上、勤続35年22,000万円以上、勤続40年44,000万円以上を求めます。

⑧ 育児・介護休業法の拡充と協定化
育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ(80%以上の補償)を求め協定化を目指します。
⑨ ストレスチェック制度の全事業所適用
各地方・支部での統一協定によるストレスチェック制度の導入を求めます。
⑩ 女性労働者の権利と労働環境整備の確立
あらゆる産業で人員不足が叫ばれる中、物流産業においても性の差別なく採用が求められています。しかしながら大半の職場において、労働環境が整っていません。また、職場でのパワハラ、セクハラも増加傾向にあります。積極的な採用と女性を含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めていきます。

① 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における協議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう春闘として、賃金引き上げ要求「基本給一律20,000円」と「職種別最低賃金」を基本に職場討議を行い、第41回中央委員会で決定します。

Ⅲ 具体的な要求について

1 労働条件の引き上げ

① 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における協議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう春闘として、賃金引き上げ要求「基本給一律20,000円」と「職種別最低賃金」を基本に職場討議を行い、第41回中央委員会で決定します。

② 定年延長後の継続雇用制度については、一時金も含め退職時の年収80%以上とする改定を要求します。
④ 退職者の補充闘争を強化し、組合員の確保を取組みます。

① 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における協議経過を踏まえ、組合員が一体となつてたたかう春闘として、賃金引き上げ要求「基本給一律20,000円」と「職種別最低賃金」を基本に職場討議を行い、第41回中央委員会で決定します。

② 港湾労働者のたたかい
週休2日制(2020年到達)や時間外算定基礎分母(2025年到達)の改定闘争、継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用(適用)、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめます。19春闘後に実施した港湾関係分会労働条件調査を基礎資料として、全国港湾の産別課題を前進させるために、全国港湾の決定に基づいたたたかいをすすめます。
また、「中退金」加入などにより退職金の確保(保全)を求めます。
労働災害企業補償の引き上げ
死亡・1〜3級4,000万円、4級2,750万円、5級2,360万円、6級2,000万円、7級1,670万円、8級1,180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。
特に、8級〜14級の補償額引き上げ(到達)を求めますが、自然災害において労働認定が出た場合の企業補償の支払い(損害保険特約の有無)について確認すること。

⑤ 8・7・45の原則を再確認し、政府の進める「働き方改革」の諸施策に合致するよう各企業内協定を整備すること。

⑥ 「機械化・自動化」導入などについては、労使合意によって設置した協議会において合意のないものについては実施しないこと。

⑦ その他

(2) 政策要求について

① 港頭地区の実態調査や事前協議制度などを活用し、港湾の職場と業域の拡大を図ることを求めます。

② 港労法の全港・全職種適用と常用港湾労働者中心の港湾運営を目指し、日雇い労働者をなくすことを求めます。

③ 非指定港を指定港とすることを国や港湾管理者へ求めます。

④ 自然災害対策として、港湾管理者や関係者との連携を図り、安全マニュアルを作ることを求めます。

⑤ オリジンピック・パラリンピック対策を講じることを求めます。

⑥ フレキシブルバックを禁止する措置を求めます。

⑦ 辺野古新基地建設や憲法改悪に反対し、年金改悪や社会保障切り捨てなど国民的諸課題に取り組みます。

5 雇用保障闘争について

(1) 本四架橋闘争について
政労協定の原点を踏まえ、関係する地方本部と中央本部とで調整を取りながら、国交省交渉を取ります。

(2) バルク戦略港湾について
国策による雇用・職域問題に対し、地方港対策会議を開催し、全国港湾、中央本部、東北地本、特に秋田支部と情報を密にししながら、一体となって取り組みます。

(3) 秋田港能代運輸問題について
新規参入阻止の闘争経過から、雇用・職域問題に対し、地方港対策会議を開催し、全国港湾、中央本部、東北地本、特に秋田支部と情報を密にししながら、一体となって取り組みます。

(4) 国交省の進める自動化・機械化について
国を進める「自動化・機械化」政策の先にはAIターミナルがあります。雇用と職域を脅かす政策に対しては、「体制的合理化」として反対します。しかし、港によっては労働力不足によって港湾の波動性に対応できなくなる状況も考えられます。日港協と全国港湾での協議の場については、地方・支部の意見を反映できる体制を作り、取り組みます。

6 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

運動方針にもとづき、労働者並びに国民的諸課題に対し、積極的に取り組むことを基本に、地域の労働組合、諸団体と連携し、幅広い労働団体の共闘をめざし取り組むこととします。

(1) 生活弱者に大きな負担となる消費税に反対し、大企業に大分の負担をさせる制度となるように取り組みます。

(2) 医療・介護保険制度や公的年金など社会保障制度改悪の法案に反対します。

(3) 働き方改革関連法の改悪には付帯決議を最大限用いながら労働者を守り、本来の労働者のための法律に戻す取り組みをすすめます。

(4) 労働者派遣法の廃止を求め、引き続き取り組みます。

(5) 国民の生活と権利をなく奪するTPP協定締結や自由貿易協定(FAT)に反対します。

(6) 労働者保護の観点から欠落した外国人研修制度を蔑ろにしたままで推し進められる入管法の改悪に反対します。

(7) IR推進法によるカジノリゾート施設に反対します。

(8) 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約を地方本部・支部単位で締結します。

(9) 労働者の権利を侵害し、労働組合を敵視する労務政策や不当労働行為を行なうような悪質企業を排除するため公契約条例の制定を求めます。

(10) ライドシェアはトラックやタクシー・バスだけの問題ではなく、安心・安全を破壊する政策であることから、すべての交通運輸産業での導入に反対します。

(11) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点、心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

7 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

運動方針にもとづき、平和憲法を護り、憲法9条に対する集団的自衛権行使容認反対、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境を護ることを基本に、幅広い労働団体の共闘をめざし取り組むこととします。

(1) 平和憲法の理念を護り、憲法改悪に反対します。

(2) 秘密保護法・戦争法制・共謀罪の廃止を求めます。

(3) 辺野古新基地建設反対、反基地闘争、日米安保条約破棄を取り組み、教育の反動化に反対します。

4 介護家政職労働者のたたかい

介護事業で働く仲間の労働条件向上と介護を受ける側の充実した質の向上を目指し、運動方針を基本に厚生労働省などの行政交渉を取り組みます。

(4) 住民の合意無しに崩壊的に行われている日米共同の軍事計画による南西諸島への自衛隊配備に反対します。

(5) 脱原発社会を目指し、原発再稼働反対、再生可能な自然エネルギーの大幅導入を求め、今年度もフクシマ連帯キャラバンを取り組みます。

(6) 労働運動や市民運動に対する監視社会など、人権侵害に反対します。

(7) 5・15沖縄平和行進を取り組みます。

8 選挙闘争について

2019年の参議院選挙は年金問題や消費増税の是非、憲法改悪を争点として行われましたが、結果は自公政権で参議院全体の過半数の議席を維持しました。次に行われる国政選挙は、現在の衆議院議員の任期が終わる2021年10月25日までとなっています。しかし、安倍・自公政権は憲法改悪と権力集中に向けて、いつ解散総選挙になってもおかしくない状況です。その時にたたかう体制が取れるように、野党共闘の結束を強固なものにしておく必要があります。全港湾方針に基づき国民や全港湾の要求実現のために努力をする議員を増やす取り組みを行います。

1 たたかいは基本姿勢

(1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかいをすすめます。

(2) 全国港湾の制度闘争は、地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかいます。

(3) 交通労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。

(4) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。

(5) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全国港湾の要求について別々に分けて確認します。

2 要求書と協定書

(1) 要求書は中央、地方、支部の連署として提出します。

(2) 要求書の内容は賃金引き上げと職種別最低賃金の二本柱とします。

(3) 中央、地方の統一要求の協定書は、各級機関の委員長印を押し協定します。

3 闘争日程

地方春闘討論集会の開催
1月上旬～1月

第41回中央委員会
1月30日(木)～1月31日(金)
(シーパレス)

全国港湾第12回中央委員会
2月5日(水)～2月6日(木)
(シーパレス)

全国港湾第1回中央団交
2月20日(木) 産別制度政策要求提出

2020春闘要求提出
2月21日(金) まで

スト権の確立確認
2月21日(金) まで

(1) 第1回統一回答指定日は3月16日(月)を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月16日(月)～19日(木)とします。最終回答指定日を4月上旬(港湾産別春闘解決後)とし、第41回中央委員会で決定します。

IV たたかいはすすめ方について

(2) 3月の第1回回答指定ゾーンの交渉では、職種別最低賃金の主旨を理解させる交渉をすすめると共に賃上げ回答の促進を行い、産別課題の前進をめざします。

(3) 3月中旬の中央団交前後に地方代表者会議を開催し、第1回回答指定日以降の具体的な闘争戦術を決定します。

(4) 3月24日(火) 中央闘争委員会(予定)では、各地方本部の第1回回答状況、特に職種別最低賃金の進捗状況について協議します。

(5) 4月上旬に地方代表者会議を開催し、最終的な具体的戦術を決定します。二波、三波の行動を構えて粘り強くたたかう体制を構築します。

4 闘争体制の確立

(1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめる、4月上旬・港湾春闘解決後、直ちに中央港湾団交参加の中央執行部による地方代表者会議を開催し、統一回答指定ゾーンの設定、解決を求めるたたかいをすすめます。全国港湾の統一行動と連携した闘争体制を堅持します。

(2) 労働関係調整法については、今年度から一時金と同じく各地方・支部での手続きとします。なお、全国港湾の産別要求については全港湾中央本部が申請を行いません。

(3) 妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、たたかいをすすめます。

(4) 3月24日(火)に開催する中央闘争委員会において、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。

(5) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行し、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

以上